

ポルトガル、欧州統一特許裁判所協定批准のための国内手続を完了

2015年8月23日

JETRO デュッセルドルフ事務所

ポルトガル産業財産庁（INPI）は、8月6日、ポルトガルが欧州統一特許裁判所（UPC）協定の批准のための国内手続を完了した旨をプレスリリースした。

本プレスリリースによれば、ポルトガルによる UPC 協定批准は、4月10日に議会の決議によって承認され、8月6日に大統領令によって決定された。

UPC 協定（現在、ポーランド、スペイン、クロアチアを除く 25 の EU 加盟国が本協定に署名）は、英国、ドイツ、フランスを含む 13 か国の批准によって発効すると規定されている。また UPC の批准が成立するためには、批准書を欧州連合理事会（EU 理事会）事務局に寄託する必要がある¹。

UPC 協定の批准状況を紹介する EU 理事会のウェブサイトには、8月23日現在、批准済みの EU 加盟国として、オーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタ、ルクセンブルク（正式批准の完了順に記載）の 7 か国が掲載されている。本プレスリリースは、これらの国々にポルトガルが名を連ねることとなる旨報じている。

ポルトガルには、UPC の調停・仲裁センターが設置される²。なお、本プレスリリースは、ポルトガル政府が同国に UPC の地方部を設置することを承認した旨についても報じている。

— INPI のプレスリリース（ポルトガル語）は、以下参照 —

[Portugal ratifica o Acordo relativo ao Tribunal Unificado de Patentes](#)

— UPC 協定の批准状況を紹介する EU 理事会のウェブサイトは、以下参照 —

[Agreement on a Unified Patent Court, Ratification Details](#)

— 欧州単一特許・統一特許裁判所制度の準備の進ちょく状況に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料水準の素案を採択（2015年6月25日）（PDF）](#)

[イタリアが欧州単一特許への参加を表明（2015年6月1日）（PDF）](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の料金体系についてパブリック・コメントを募集開始（2015年5月11日）（PDF）](#)

¹ UPC 協定第 84 条(2)。

² UPC の調停・仲裁センターは、ポルトガルのリスボン及びスロベニアのリュブリャナに設置される（UPC 第 35 条(1)）。

[欧州特許機構管理理事会特別委員会, EPO が提出した欧州単一特許の更新手数料水準の素案の議論を開始 \(2015年3月31日\) \(PDF\)](#)

[ビジネスヨーロッパ, 欧州特許庁作成の欧州単一特許の更新手数料水準の素案に対し懸念を表明する書簡を公表 \(2015年3月20日\) \(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会, 準備の進捗状況と今後の予定を公表 \(2014年9月18日\) \(PDF\)](#)

(以上)